

○自然林保全制度要綱

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みどりの基本条例(平成23年横須賀市条例第13号)第19条に規定する自然林の保全制度(次条において「制度」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(保全の対象)

第2条 制度の対象となる自然林(以下「対象自然林」という。)は、別表に掲げる自然林(民有のものに限る。)であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項に規定する天然記念物
- (2) 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第31条第1項に規定する神奈川県指定天然記念物
- (3) 文化財保護条例(昭和39年横須賀市条例第41号)第3条第1項に規定する指定天然記念物
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林
- (5) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区にある自然林
- (6) 市街化区域内における樹林地の保全支援制度要綱(平成23年4月1日制定)第3条第3項第1号に規定する保全樹林地

(保全契約)

第3条 保全契約(市及び対象自然林の所有者が締結する対象自然林の全部又は一部の保全についての契約をいう。以下同じ。)は、市長が別に定める内容により締結するものとする。

- 2 保全契約の契約期間は、10年とする。ただし、その更新を妨げないものとする。
- 3 市長は、保全契約を締結し、又は更新したときは、その旨を横須賀市ホームページにおいて公表するものとする。
- 4 保全契約の契約期間の満了に際しては、市長は、あらかじめ相手方にその旨を通知し、当該相手方は、書面により保全契約の更新を希望するか否かを市長に通知しなければならない。

(保全状況の確認等)

第4条 保全契約の相手方(以下「自然林保全者」という。)は、毎年度12月1日から12月28日までの間に保全契約の対象である対象自然林(以下「契約自然林」という。)の現況について書面により市長に報告しなければならない。ただし、保全契約を締結し、又は更新した年度にあつては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた後(同項ただし書に規定する年度にあつては、1月4日から2月28日までの間)、当該契約自然林の保全状況について確認を行うものとする。
(自然林保全奨励金)

第5条 市長は、毎年度前条第2項の規定により確認を行った後、当該自然林保全者に対し、自然林保全奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとする。ただし、市税を滞納している自然林保全者については、この限りでない。

2 奨励金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額を合算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)に2を乗じて得た額とする。ただし、その額が1,000円未満のときは、1,000円とする。

(1) 契約自然林の固定資産税及び都市計画税の額に3を乗じて得た額

(2) 契約自然林の面積1平方メートル当たり 2円

3 奨励金の交付の期間は、当該保全契約の契約期間とする。

(奨励金の返還)

第6条 市長は、奨励金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、奨励金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(表彰)

第7条 市長は、自然林保全者を表彰する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、環境政策部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

自然林の名称(所在地)	群落・群集
住吉神社周辺(久里浜8丁目)	イノデータブノキ群集(モチノキ林)
大松寺周辺(小矢部3丁目)	イノデータブノキ群集
三浦正八幡宮周辺(太田和5丁目)	ヤブコウジースダジイ群集